

第17期 第5回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和3年1月26日(火) 午後1時30分～午後2時00分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階第2会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

7. 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 4番 當間 康由 委員

8. 付議すべき案件

報告第 20 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 21 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 22 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 23 号 現況証明願について

報告第 24 号 確認願について

報告第 25 号 農地転用許可不要届出について

報告第	26	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第	27	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	13	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	14	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	5	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

9. 会議の内容

議長

第 17 期豊見城市農業委員会第 5 回の総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 3 番委員の金城敏満委員と第 4 番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。

では、これより報告案件に入ります。初めに報告第 20 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 20 号「農地転用後の利用状況の報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 20 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 21 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 21 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 21 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 22 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 22 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

議長

ただいまの報告第 22 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 23 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 23 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長

ただいまの報告第 23 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 24 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 24 号「確認願について」
2 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長

ただいまの報告第 24 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 25 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 12 ページをお開きください。

報告第 25 号「農地転用許可不要届出について」

1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 25 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 26 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 14 ページをお開きください。

報告第 26 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 26 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 27 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは報告第 27 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。

報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

4 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 27 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

次に議案審議に入ります。

議案第 13 号について審議します。

「農地法第3条の規定による許可申請」については、農地利用最適化推進委員も現場調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第13号について説明いたします。議案書の18ページをお開きください。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、6件の申請がございました。

整理番号1番につきまして、議案書の21ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良前原135番、136番、137番1につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
次に整理番号2番につきまして、議案書の23ページをお開きください。申請のありました豊見城市字我那覇佐真下原587番につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
次に整理番号3番につきまして、議案書の25ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷東原462番につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
次に整理番号4番につきまして、議案書の27ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波東原296番6につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
次に整理番号5番につきまして、議案書の29ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長浜崎原847番5につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
次に整理番号6番につきまして、議案書の31ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長浜崎原847番5につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、長嶺委員から報告をお願いいたします。

長嶺推進委員

報告いたします。

整理番号1番について、申請地を効率的に利用できることを確認しました。

整理番号2番について、申請地を効率的に利用できることを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地を効率的に利用できることを確認しました。
整理番号 4 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。
整理番号 5 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。
整理番号 6 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。
以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。
これより審議に入ります。議案第 13 号については、1 件ずつ審議します。
初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。
次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
こちらも質疑なしと認めます。これより採決に移ります。
整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。
次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質

疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 6 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可することに決定しました。

次に議案第 14 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇蔵無地原 496 番 1 及び 496 番 14。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、44 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇蔵無地原 484 番 2、490 番 2 及び 491 番。転用目的は貸店舗。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂仲毛原 130 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。ただし、当該案件につきましては、平成 31 年 2 月総会にて耕作目的で農地法第 3 条許可を得て農地を取得しているにも関わらず、短期間での転用となっていることから別添資料のとおり理由書を徴取しておりますので、その内容を踏まえご審議いただければと思います。

次に整理番号 4 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、嘉数東原 486 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、我那覇地区の住宅地域に近接し、農地の広がり

10ha 未満の農地となっています。現在は耕起されてはいますが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、我那覇地区の住宅地域に近接し、農地の広がりがあるが 10ha 未満の農地となっています。現場は既に駐車場として利用していることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については外構設置案及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がりがあるが 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については外構設置案及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設等、ここで言うところ長嶺小学校と長嶺中学校が設置された農地です。現在は休耕状態で、雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 14 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の議案説明が終わりました。議案第 14 号は、1 件ずつ審議をします。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 3 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。皆さん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 5 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 56 ページをお開きください。

協議第 5 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」

見出しの件について、令和 3 年 1 月 15 日付豊経建農第 1426 号で市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものであります。

なお、詳しい内容等については、主管課であります農林水産課の担当のほうか

ら説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 よろしく申し上げます。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班、比嘉です。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が1件ございますので、説明したいと思います。
申請番号 R2-25 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は与根 504 番 7 で、面積は 1,377 m²、設定する利用権は賃借権で、存続期間は令和 3 年 2 月 1 日から 5 年間、賃借については年額 5 万円を毎年、3 月末日までに口座振込することとなっています。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。協議第 5 号について説明が終わりました。
協議第 5 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。はい、當間委員。

4 番委員 これは個人で貸すのではなくて、一旦農業公社に出して、農業公社がまた借りる方にこれから貸すということなのでしょうか。

農林水産課 一度農業公社のほうで借受けをして、次、一旦ちょっと中間保有をする形で次の方にとりいう形で、来月か再来月に、また今度は借りる側の意見照会をかけると思いますので、よろしくお願いいたします。

4 番委員 分かりました。

議長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。
では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 協議第 5 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第 5 号については、豊見城市長に対して適正

であると回答することに決定しました。どうもありがとうございました。
以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対し、真摯で丁寧なご意見とご審議を
いただきまして、ありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和3年1月26日(火)
午後2時00分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



3 番委員

金城 敏博



4 番委員

宇野 重吉

